



平成19年から

あなたの市県民税と 所得税が変わります

平成19年に国が進める三位一体の改革の一環として所得税(国)から市県民税(地方)へ税源移譲を行います。これにより地方公共団体は必要な財源を直接確保できるようになり、市民の皆さんは身近でよりよい行政サービスを受けられるようになります。

税源移譲による税率の見直し

これまでの市県民税所得割の税率は5%~13%の3段階に分かれていましたが、平成19年6月分から一律10%(市民税6%、県民税4%)になります。また、所得税の税率も平成19年1月分から10%~37%の4段階の税率から5%~40%の6段階に細分化されます(図1)。

このため、多くの市民の方は市県民税が増え、所得税が減ることになります。ただし、しくみは変わっても税源の移し替えなので市県民税と所得税の合計額は1年間でみると変わりません。(図2()内の金額)

〈図1〉税率の変更

	移譲前	移譲後
市県民税	課税所得	税率
	200万円以下	5%
	200万円超 700万円以下	10%
	700万円超	13%
		一律 10%
所得税	課税所得	税率
	330万円以下	10%
	330万円超 900万円以下	20%
	900万円超 1,800万円以下	30%
	1,800万円超	37%
	課税所得	税率
	195万円以下	5%
	195万円超 330万円以下	10%
	330万円超 695万円以下	20%
	695万円超 900万円以下	23%
	900万円超 1,800万円以下	33%
	1,800万円超	40%

〈図2〉市県民税と所得税の税額

○例1 夫婦+子供2人(内1人が特定扶養)の場合

給与収入	税源移譲前			負担増減額
	市県民税	所得税	合計	
300万円	12,300円 (13,000円)	0円	12,300円 (13,000円)	+700円 (0円)
500万円	74,300円 (80,000円)	107,100円 (119,000円)	181,400円 (199,000円)	+17,600円 (0円)
700万円	185,300円 (200,000円)	236,700円 (263,000円)	422,000円 (463,000円)	+41,000円 (0円)

税源移譲後			負担増減額
市県民税	所得税	合計	
13,000円	0円	13,000円	+700円 (0円)
139,500円	59,500円	199,000円	+17,600円 (0円)
297,500円	165,500円	463,000円	+41,000円 (0円)